押し買いにご注意ください！

近年，貴金属などの購入業者による消費者宅への強引な押し買い（訪問購入）に関するトラブルが急増しています。

自宅を訪問した業者から「不要な貴金属を買い取ります」と言われ，いくらで売れるのかと思い，大切にしていた指輪を見せました。業者は，その場で「５万円で買い取ります」と言って，すぐに買い取ってしまいました。とても大切にしていた指輪なので何とか取り返したいと思い，業者の電話番号に連絡をしたのですが，使われていないというメッセージが流れて，連絡すらとれません。

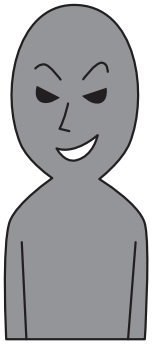

被害に遭わないために！

１　きっぱりと断りましょう

売るつもりがないときはきっぱりと断りましょう。

２　一人では応対しないようにしましょう

家族や信頼できる近所の人に同席してもらいましょう。

３　相手を確認しましょう

相手の名前，住所，電話番号や買取の許可証などの提示を求めましょう。

４　買取条件などの書面をもらいましょう

買い取りの条件や物品の一覧をつくってもらい，控えを受け取りましょう。

５　警察や役場などに相談しましょう

業者から脅されたり，怖い思いをしたときはすぐに相談しましょう。

法律が改正されました！

押し買いなどの被害が増えていることを受けて，法律（特定商取引法）が改正されました。

改正された法律では，訪問買取の場合について，訪問業者は不当な勧誘行為などをしてはいけないということ，訪問業者が売主に契約書などを渡さなければならないこと，契約書などを受け取ってから８日間は，訪問業者に物品を渡さなくてもよいことなどが定められています。また，その期間内（８日間）は，クーリング・オフによる解約が認められています。

この法律は平成25年２月までに施行されることになっています。施行までに駆け込み被害が増えたり，施行後も悪質な業者が現れることがありますので，ご注意ください。

次回はクーリング・オフについて

■お問い合わせ先　高森町役場　政策推進課　消費者行政担当係（内線152）
法テラス高森法律事務所　TEL050-3383-0469